

## 山梨県立大学教授会規程

(平成22年4月1日制定 大学4001号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則（以下「基本規則」という。）第34条第2項の規定に基づき、各学部にかかれる教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、当該学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

(審議事項等)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、当該事項を審議し意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、教授会の意見を聴いて学長が別に定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の開催)

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 教授会は、原則として、毎月1回開催する。ただし、学部長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 構成員の3分の1以上の請求があったときは、学部長は教授会を招集しなければならない。

(議長の職務代行)

第5条 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した構成員が議長の職務を代行する。

(構成員の特例)

第6条 第2条の規定にかかわらず、教員の採用及び昇任に係る教育研究業績の審査を行う場合の教授会は、専任の教授を構成員とする。

2 第2条の規定にかかわらず、教授会への参加を求めがたい特別の事情がある場合において、本人の申し出により教授会が承認したときは、当該教員を構成員としないことができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開催通知)

第8条 議長は、教授会の審議事項及び議案を事前に構成員に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(議案の提出)

第9条 教授会へ議案を提出する場合は、教授会開催の3日前までに、文書により議長に提出しなければならない。

(定足数)

第10条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、海外渡航中の者、休職中の者及び傷病休暇中の者は含まない。

(議決)

第11条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第12条 教授会の議事については、議事録を作成し、教授会の確認を得なければならない。

(庶務)

第13条 教授会に関する庶務は、学務課において処理する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。